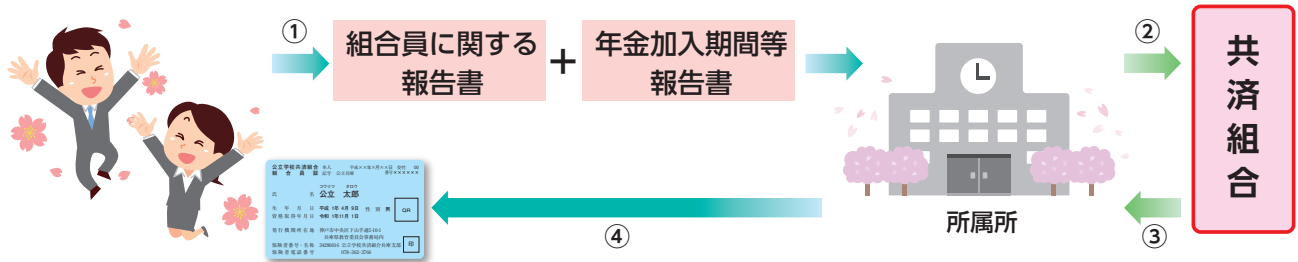


## 新規採用された皆さんへ 組合員証(保険証)を受領する手順をお早めに

医療機関で保険診療を受けるには、「組合員証」(保険証)を窓口で提示して受診していただく必要があります。  
組合員証(保険証)を受領する手順は、配属された所属所(学校園等)を通じてお早めをお願いします。  
この手順は公的年金に加入する手順にもなります。

### 〔組合員証(保険証)受領までの流れ〕



## ご家族等、扶養に入られる皆さんへ 被扶養者の届出もお忘れなく！

組合員となった日(他支部及び他共済組合からの転入を含む。)に被扶養者の要件を備える方がいる場合や、出生や結婚等で新たに扶養の事実が生じた場合は、**事実発生日から30日以内**に「被扶養者証」(保険証)を受領する手順を所属所を通じて行ってください。

《提出書類》 **組合員** …「組合員に関する報告書」とその報告書に記載された書類「年金加入期間等報告書」  
**被扶養者** …「被扶養者に関する申告書」とその申告書に記載された書類

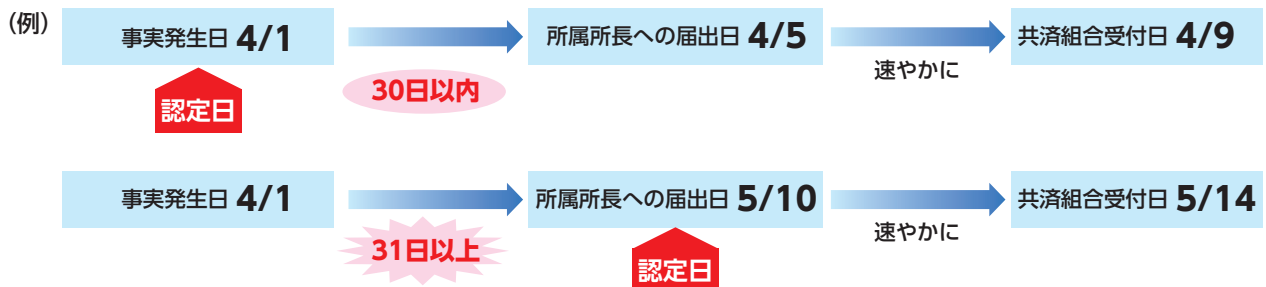
\* 手順に必要な書類は各所属所にある「福利厚生事務の様式集」又は当支部のホームページに掲載しています。



トップページ → 兵庫支部について → 様式ダウンロード → 組合員・被扶養者に関する様式

### 《注 意》

所属所長への届出が事実発生日から起算して、**31日以上経過している場合は、所属所長(学校園長等)への届出日が認定日**となります。そのため早めの手続が必要となります。



認定後は、被扶養者の収入状況を常に把握していただき、認定要件を満たさなくなった場合は、速やかに認定取消しの手続を行ってください。

認定取消しは、届出が遅れても事実発生日に遡ります。そのため、その間に医療機関等で受診された場合は、共済組合が負担した医療費(7割等)を返還していただくことになりますのでご注意ください。